

【参 考】 熊本県保安林制度実施要項と関係法令との対比（保安林に関する申請書等）

森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
<p><b>（指定又は解除の申請）</b></p> <p><b>第 27 条</b> 保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、<b>農林水産省令</b>で定める手続に従い、<b>森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。</b></p> <p>2 都道府県知事以外の者が前項の規定により保安林の指定又は解除を農林水産大臣に申請する場合には、その森林の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の場合には、遅滞なくその申請書に意見書を附して農林水産大臣に進達しなければならない。但し、申請が第 1 項の条件を具備しないか、又は次条の規定に違反していると認めるときは、その申請を進達しないで却下することができる。</p>		<p><b>（保安林の指定等の申請）</b></p> <p><b>第 48 条</b> 法第 27 条第 1 項の規定による保安林の指定若しくは解除又は法第 33 条の 2 第 2 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による指定施業要件の変更の申請は、<b>申請書（2 通）に図面を添え、農林水産大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。</b></p> <p>2 前項の場合においては、同項の書面のほか、当該申請者が国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者であるときは当該申請者が当該申請に係る指定若しくは解除又は指定施業要件の変更に<b>直接の利害関係を有する者であることを証する書類</b>、当該申請者が保安林を森林以外の用途に供すること（以下この項において「転用」という。）を目的としてその解除を申請する者であるときは次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p><b>（保安林の指定等の申請書に添付する書類の様式等）</b></p> <p><b>第 3 条</b> 規則第 48 条第 1 項の<b>図面</b>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 保安林の指定の場合 知事が法第 5 条に定める地域森林計画の樹立のために作成した森林計画図（以下「<b>森林計画図</b>」という。）の写し（保安林の指定の申請の区域が一筆の土地の一部である場合にあっては、当該区域の実測図を添付し、又は森林計画図に地形地物を表示するもの）</p> <p>二 保安林の指定の解除の場合 実測図（転用を目的としない場合にあっては、実測図又は森林計画図の写し）</p> <p>三 保安林の指定施業要件の変更の場合 森林計画図の写し</p> <p>2 規則第 48 条第 2 項の<b>直接の利害関係を有する者であることを証する書類</b>は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合 イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める書類 イ 当該申請に係る森林の土地が登記されている場合 当該申請者が、登記簿に登録された所有権、地上権、賃借権その他の権利の登</p>

森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
		<p>一 転用の目的に係る事業又は施設に関する計 画書</p>	<p>記名義人(以下「登記名義人」という。)である場合にあっては登記簿の謄本、登記名義人でない場合にあっては登記簿の謄本及び公正証書、戸籍の謄本又は売買契約書の写しその他当該申請者が当該森林の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類</p> <p>□ 当該申請に係る森林の土地が登記されていない場合 固定資産課税台帳に基づく証明書、その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有及び育成することにつき正当な権原を有する者であることを証する書類</p> <p>二 申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合 当該申請により森林の保安機能を維持、強化又は弱化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件(以下「土地等」という。)につき権利者であることを証する登記簿の謄本又は抄本その他当該土地等について正当な権原を有する者であることを証する書類</p> <p>3 規則第48条第2項第1号の計画書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 事業計画書(次のイからチまでに掲げる事項を記載したもの)</p> <p>イ 転用の目的に係る事業又は施設の名称</p>

森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
		<p>二 転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書</p>	<p>           口 当該事業を行い、又は施設を設置する者の氏名(法人及び法人格を有しない団体にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地、法人格を有しない団体にあっては代表者の住所)            八 当該事業又は施設の設置(以下「事業等」という。)の用に供するため当該保安林を選定した理由            二 当該事業等を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況            ホ 事業等に要する資金の総額及びその調達方法            ヘ 事業等に要する経費の項目ごとの員数、単価、金額及びその内訳            ト 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在            チ その他参考となる事項            二 転用に係る区域及びそれに関連する区域に関する図面、それらの区域内に設置される施設の配置図、縦横断面図及び実施設計に関する図面            三 土量計算等に関する書類            四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類            4 規則第 48 条第 2 項第 2 号の計画書は、次に掲げるものとする。            一 代替施設計画書(次のイからホまでに掲げる事項を記載したもの)         </p>

森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
		<p>三 前二号の事業又は施設の設置について行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、<b>当該処分に係る申請の状況を記載した書類</b>（既に処分があったものについては、<b>当該処分があったことを証する書類</b>）</p> <p>四 省略</p>	<p>イ 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況</p> <p>ロ 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法</p> <p>ハ 代替施設の設置に要する経費の項目ごとの員数、単価、金額及びその内訳</p> <p>ニ 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに代替施設の種類、規模、構造及び所在</p> <p>ホ その他参考となる事項</p> <p>二 代替施設の配置図、縦横断面図面その他実施設計に関する図面</p> <p>5 規則第48条第2項第3号の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「<b>処分</b>」という。）を必要とする場合における<b>処分に係る申請の状況を記載した書類</b>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 処分に係る申請が行われている場合 処分の種類、申請を行った行政庁及び申請年月日を記載した書類</p> <p>二 処分に係る申請が行われていない場合 処分の種類、申請を行う行政庁及び申請予定時期を記載した書類</p> <p>6 規則第48条第2項第3号の処分があったことを証する書類は、当該処分を行った行政庁が発行した証明書又は免許証、許可証、認可証等の写しとする。</p> <p>7 規則第48条第2項第1号の事業若しくは施設の設置又は同項第2号の施設の設置について、関係機関に協議した場合は、前二項の書類に当該協議書の写しを添付しなけれ</p>

森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
<p>(解除)</p> <p><b>第26条</b> 農林水産大臣は、保安林(民有林にあっては、第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、重要流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)について、その<u>指定の理由が消滅したとき</u>は、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。</p> <p>2 農林水産大臣は、<u>公益上の理由により必要が生じたとき</u>は、その部分につき保安林の指定を解除することができる。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第26条の2</b> 都道府県知事は、民有林である保安林(第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)について、その<u>指定の理由が消滅したとき</u>は、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、民有林である保安林について、<u>公益上の理由により必要が生じたとき</u>は、その部分につき保安林の指定を解除することができる。</p> <p>3～4 省略</p>			<p>ばならない。</p> <p><b>(保安林の指定の解除の要件)</b></p> <p><b>第4条</b> 法第26条第1項及び法第26条の2第1項の「<u>指定の理由が消滅したとき</u>」とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。</p> <p>一 受益の対象が消滅したとき</p> <p>二 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき</p> <p>三 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき</p> <p>四 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき</p> <p>2 法第26条第2項及び法第26条の2第2項の「<u>公益上の理由により必要が生じたとき</u>」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときをいう。</p> <p>一 土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法令により土地を収用し又は使用できることとされている事業のうち、国等(国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。)が実施するもの</p> <p>二 国等以外の者が実施する事業のうち、別表1に掲げる事業に該当するもの</p> <p>三 一又は二に準ずるもの</p> <p>3 前二項による解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること(以下「<u>転用</u>」という。)を目的とするものについては、それぞれ別紙</p>

森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
<p>(意見書の提出)</p> <p><b>第32条</b> 第27条第1項に規定する者は、第30条又は第30条の2第1項の告示があった場合においてその告示の内容に異議があるときは、<b>農林水産省令</b>で定める手続に従い、第30条の告示にあっては都道府県知事を經由して農林水産大臣に、第30条の2第1項の告示にあっては都道府県知事に、<b>意見書</b>を提出することができる。この場合には、その告示の日から30日以内に意見書を都道府県知事に差し出さなければならない。</p> <p>2 前項の規定による意見書の提出があったときは、農林水産大臣は第30条の告示に係る意見書について、都道府県知事は第30条の2第1項の告示に係る意見書について、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、同項の告示に係る意見書の写しを農林水産大臣に送付しなければならない。</p> <p>3 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の1週間前までに意見の聴取の期日及び場所をその意見書を提出した者に通知するとともにこれを公示しなければならない。</p> <p>4 農林水産大臣又は都道府県知事は、第30条又は第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後(第1項の意見書の提出があったときは、これについて第2項の意見を聴取し</p>		<p>(意見書の提出)</p> <p><b>第51条</b> 法第32条第1項(法第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。)の規定による意見書の提出部数は<b>2通</b>とするものとし、当該意見書を提出しようとする者が国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者であるときは、当該意見書のほか、当該意見書を提出しようとする者が当該意見書の提出に係る保安林の指定若しくは解除又は指定施業要件の変更に<b>直接の利害関係を有する者であることを証する書類</b>を添付しなければならない。</p> <p>(農林水産大臣が行う意見の聴取)</p> <p><b>第52条</b> 法第32条第2項(法第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。)の規定により<b>農林水産大臣</b>が行う意見の聴取は、<b>農林水産大臣</b>又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行う。</p> <p>2 法第32条第1項(法第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。)の規定による意見書の提出をした者(以下「意見書提出者」という。)がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、代理人一人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出しなければならない。</p> <p>3 議長は、意見聴取会において、出席した意見書提出者又はその代理人に異議の要旨及び理由</p>	<p>1の1又は2に掲げる要件を備えなければならないものとし、当該転用に係る事業又は施設の設置の基準は、<b>別紙2</b>によるものとする。</p> <p>(意見書の提出)</p> <p><b>第5条</b> 法第32条第1項の意見書は、異議意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り連署して提出することができるものとする。</p> <p>2 意見書に添付する図面については、原則として森林計画図の写しとする。</p> <p>(意見書の添付書類)</p> <p><b>第6条</b> 第3条第2項の規定は、規則第51条の<b>直接の利害関係を有する者であることを証する書類</b>について準用する。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p><b>第7条</b> 規則第52条各項の規定は、法第32条第2項(法第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。)の規定により知事が行う意見の聴取について準用する。この場合において、規則第52条第1項中「農林水産大臣」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。</p>

森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
<p>た後)でなければ保安林の指定又は解除をすることができない。</p> <p>5 農林水産大臣は、第30条の2第1項の告示に係る第1項の意見書の提出があった場合において、保安林として指定する目的を達成するためその他公益上の理由により特別の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、保安林の指定又は解除に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>6 前項の指示は、第2項の意見の聴取をした後でなければすることができない。</p>		<p>を陳述させるものとする。ただし、議長は、その者が正当な理由がないのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、その者がその陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。</p> <p>4 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、意見書提出者又はその代理人の陳述について、その時間を制限することができる。</p> <p>5 意見書提出者又はその代理人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。</p> <p>6 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。</p> <p>7 前二項の規定により発言を許可された者の発言は、その意見の聴取に係る案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>8 第4項の規定によりその陳述につき時間を制限された者がその制限された時間を超えて陳述したとき、又は第5項若しくは第6項の規定により発言を許可された者が前項の範囲を超えて発言し、若しくは不穏当な言動があったときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>9 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。</p> <p>10 議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。</p>	



森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
<p>(保安林における制限)</p> <p><b>第34条</b> 保安林においては、<b>政令</b>で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合</p> <p>二 第34条の2第1項に規定する択伐による立木の伐採をする場合</p> <p>三 第34条の3第1項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合</p> <p>四 第39条の4第1項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合</p> <p>五 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合</p> <p>六 第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合</p> <p>七 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合</p> <p>八 除伐する場合</p> <p>九 その他<b>農林水産省令</b>で定める場合</p>	<p>(伐採の許可)</p> <p><b>第4条の2</b> 択伐による立木の伐採につき法第34条第1項(法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けようとする者は、その伐採を開始する日の30日前までに、都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した伐採許可申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 伐採箇所の所在</p> <p>二 伐採樹種</p> <p>三 伐採材積</p> <p>四 伐採の方法</p> <p>五 伐採の期間</p> <p>六 その他<b>農林水産省令</b>で定める事項</p> <p><b>2</b> 皆伐による立木の伐採につき法第34条第1項(法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けようとする者は、当該保安林又は保安施設地区内の森林につき次項の規定による公表のあった日から30日以内に、都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した伐採許可申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 伐採箇所の所在</p> <p>二 伐採樹種</p> <p>三 伐採面積</p> <p>四 伐採の方法</p> <p>五 伐採の期間</p> <p>六 その他<b>農林水産省令</b>で定める事項</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(伐採許可申請書の記載事項)</p> <p><b>第58条</b> 令第4条の2第1項第6号及び同条第2項第6号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 伐採をしようとする立木の年齢</p> <p>二 択伐による伐採にあっては、当該伐採箇所面積</p> <p>三 法第34条第10項ただし書に規定する森林に係る伐採にあっては、その旨</p> <p>(立木の伐採の許可の申請)</p> <p><b>第59条</b> 令第4条の2第1項及び第2項の申請書の提出部数は、2通とする。</p> <p><b>2</b> 前項の申請書には、図面を添えなければならない。</p> <p>(立木の伐採の許可を要しない場合)</p> <p><b>第60条</b> 法第34条第1項第9号(法第44条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一～十 省略</p> <p><b>2</b> 前項第5号から第9号までの規定による届出は、伐採をしようとする日の2週間前までに届出書(1通)を提出してしなければならない。</p> <p><b>3</b> 前項の届出書には、図面を添えなければならない。</p>	<p>(立木の伐採に係る指定施業要件)</p> <p><b>第8条</b> 令別表第2の第1号(1)の主伐に係る伐採の方法、及び同第2号(1)口の「伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができ一箇所当たりの面積の限度」は、原則として、別表1のとおりとする。</p> <p>(立木の伐採の期間)</p> <p><b>第9条</b> 法第34条第1項の規定による許可の申請に係る伐採の期間の終期は、原則として、伐採を開始する日を含む伐採年度の3月31日を越えないものとする。ただし、同項の許可を受けた者は、伐採を開始した後、やむを得ない事由により許可に係る期間内に伐採を終了できないときは、60日を超えない範囲内で期間の延長を知事に申請することができるものとする。</p> <p><b>2</b> 法第34条の2第1項の規定による届出に係る択伐の期間の終期は、原則として、伐採を開始する日を含む伐採年度の3月31日を越えないものとする。ただし、当該届出について知事が受理した旨の通知を受けた者は、伐採を開始した後、やむを得ない事由により届出に係る期間内に伐採を終了できないときは、60日を超えない範囲内で期間の延長を届け出ることができるものとする。</p> <p><b>3</b> 前二項ただし書きの申請及び届出は、許可又は届出に係る伐採の期間の終期の2週間前までに、第1項に係るものにあつては、別記様式第1号による保安林(保安施設地区)内立木伐採期間延長承認申請書を、第2項に係るものにあつては、別記様式第2号による保安林(保安施設地区)内択伐期間延長届出</p>



森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
<p>2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合</p> <p>二 森林所有者が第49条第1項の許可を受けてする場合</p> <p>三 第188条第3項の規定に基づいてする場</p>		<p>(立竹の伐採等の許可の申請)</p> <p>第61条 法第34条第2項(法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けようとする者は、申請書(2通)に図面を添え、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(軽易な行為)</p> <p>第62条 法第34条第2項第5号(法第44条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める軽易な行為は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 省略</p> <p>(立竹の伐採等の許可を要しない場合)</p> <p>第63条 法第34条第2項第6号(法第44条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で</p>	<p>書を知事に提出してするものとする。</p> <p>4 第1項ただし書きの申請及び第2項ただし書きの届出による期間延長に係る伐採は、第1項に係るものにあつては、当該申請に係る知事の承認を、第2項に係るものにあつては、当該届出について知事が受理した旨の通知を受けなければしてはならない。</p> <p>5 第1項ただし書きの申請及び第2項ただし書きの届出による期間延長に係る伐採のうち、伐採を開始した日を含む伐採年度の3月31日を越えるものであつて、法第34条の4の規定による植栽の義務が生じるものについては、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間が「伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内」とあるのは、「伐採を開始した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(立竹の伐採等の許可の申請)</p> <p>第10条 法第34条第2項の規定により許可を受けようとする者は、土石の採掘、施設の設置、物件の堆積その他の土地の形質を変更する行為に係る許可の申請をする場合にあつては、許可申請書に次に掲げる書類を明細として添付しなければならない。</p> <p>一 具体的な行為の内容、設置する施設の位置、規模、構造及び工程等を記載した実施計画書</p> <p>二 実施設計図</p> <p>三 土量計算等に関する書類</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要</p>

森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
<p>合</p> <p>四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合</p> <p>五 軽易な行為であって農林水産省令で定めるものをする場合</p> <p>六 その他農林水産省令で定める場合</p> <p>3～7 省略</p> <p>8 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。</p> <p>9 第1項第7号及び第2項第4号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。</p> <p>10 省略</p> <p>(保安林における択伐の届出等)</p> <p>第34条の2 保安林においては、当該保安林に</p>		<p>定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 省略</p> <p>2 前項第3号及び第4号の規定による届出は、行為をしようとする日の2週間前までに届出書(1通)を提出してしなければならない。</p> <p>3 前項の届出書には、図面を添えなければならない。</p> <p>(許可に係る伐採の届出等)</p> <p>第65条 法第34条第8項(法第44条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、伐採の終わった日から30日以内に届出書(1通)を都道府県知事に提出してしなければならない。</p> <p>2 法第34条第8項(法第44条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、伐採の終わった日から30日以内に次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならない。</p> <p>一 通知人の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 伐採に係る森林の所在場所</p> <p>三 伐採面積</p> <p>四 伐採の終わった日</p> <p>(保安林における緊急伐採等の届出)</p> <p>第66条 法第34条第9項(法第44条において準用する場合を含む。)の届出書は、伐採その他の行為の終わった日から30日以内に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届出書の提出部数は、1通とする。</p> <p>(保安林の択伐及び間伐の届出)</p> <p>第68条 法第34条の2第1項及び第34条の3第</p>	<p>と認める書類</p> <p>2 法第30条又は法第30条の2の告示の日から40日を経過し、かつ、法第32条第1項の異議の意見書の提出がない解除予定保安林において法第34条第2項の許可の申請をする場合にあっては、他の法令による行政庁の処分を必要とするものは、当該処分があったことを証する書類を添付しなければならない。(第3条第6項に規定する書類の提出があったものを除く。)</p>

森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
<p>係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第3項において同じ。）をしようとする者は、前条第1項第1号、第4号から第7号まで及び第9号に掲げる場合を除き、<b>農林水産省令</b>で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他<b>農林水産省令</b>で定める事項を記載した<b>択伐の届出書</b>を提出しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項の規定により択伐の届出書を提出した者は、当該届出に係る立木を伐採した場合において、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、<b>農林水産省令</b>で定める手続に従い、その旨を、当該森林所有者に通知しなければならない。</p> <p><b>（保安林における間伐の届出等）</b></p> <p><b>第34条の3</b> 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第34条第</p>		<p>1項（これらの規定を法第44条において準用する場合を含む。）の届出書は、<u>択伐又は間伐を開始する日前90日から20日までの間に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の届出書の提出部数は、<b>1通</b>とする。</p> <p><b>（保安林の択伐及び間伐の届出書の記載事項）</b></p> <p><b>第69条</b> 法第34条の2第1項及び第34条の3第1項（これらの規定を法第44条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 伐採樹種</li> <li>二 伐採しようとする立木の年齢</li> <li>三 伐採箇所の面積</li> <li>四 伐採の期間</li> <li>五 法第34条の2第4項ただし書（法第34条の3第2項（法第44条において準用する場合を含む。）及び第44条において準用する場合を含む。）に規定する森林に係る伐採にあっては、その旨</li> </ul> <p><b>（森林所有者への通知の方法）</b></p> <p><b>第71条</b> 法第34条の2第5項（法第44条において準用する場合を含む。）の規定による通知については、第65条第2項の規定を準用する。</p>	

森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
<p>1 項第 1 号、第 4 号から第 7 号まで及び第 9 号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。</p> <p>2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による間伐の届出について準用する。この場合において、同条第 2 項中「伐採立木材積又は伐採方法」とあるのは、「間伐立木材積又は間伐方法」と読み替えるものとする。</p> <p><b>（保安林における植栽の義務）</b></p> <p><b>第 34 条の 4</b> 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。ただし、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があったことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第 38 条第 1 項又は第 3 項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があった場合（当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行う当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。）その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。</p>		<p><b>（植栽の義務の例外）</b></p> <p><b>第 72 条</b> 法第 34 条の 4 ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合において都道府県知事が認めたとときとする。</p> <p>一 火災、風水害その他の非常災害により当該伐採跡地の現況等に著しい変更を生じたため、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に関する定めに従って植栽をすることが著しく困難な場合</p> <p>二 保安林のうち指定施業要件としてその立木</p>	<p><b>（植栽の義務の例外）</b></p> <p><b>第 1 1 条</b> 森林所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、あらかじめ別記様式第 3 号による保安林植栽義務例外認定請求書を知事に提出して、規則第 72 条第 1 号の場合における同条の規定による認定を知事に求めることができるものとする。</p> <p>一 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により伐採跡地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は法第 33 条の 2 第 1 項の規定により指定施業要件を変更する時間的余裕がない場合</p> <p>二 非常災害により伐採跡地までの通行が困難になったため又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽をすることが著しく困難となった場合</p> <p>2 森林所有者は、次の各号のいずれにも該当</p>

森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
<p>(森林の土地の所有者となった旨の届出等)</p> <p>第10条の7の2 地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第23条第1項の規定による届出をしたときは、この限りでない。</p>		<p>の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のもの(人工植栽に係る森林に限る。)について、択伐によりその立木を伐採した後、当該伐採跡地につき、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間に関する定めに従わずに植栽をすることが不適当でない場合</p> <p>(森林の土地の所有者となった旨の届出等)</p> <p>第7条 法第10条の7の2第1項本文の規定による届出は、地域森林計画の対象となっている民有林について新たに当該森林の土地の所有者となった日から90日以内に届出書(1通)を市町村の長に提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該土地の位置を示す地図</li> <li>二 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面</li> </ul>	<p>しない場合に限り、あらかじめ別記様式第4号による保安林植栽義務例外認定請求書を知事に提出して、規則第72条第2号の場合における同条の規定による認定を知事に求めることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 伐採跡地が、保安林に係る指定施業要件に適合しない択伐による伐採により生じるものである場合</li> <li>二 伐採跡地における稚樹の発生状況、母樹の賦存状況、更新補助作業の実施予定その他の状況からみて、植栽の義務を猶予することができる期間内において、保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種の苗木と同等以上の天然に生じた立木(当該樹種の立木に限る。)による更新が期待できない場合</li> </ul> <p>3 国有林を管理する国の機関が当該国有林について規則第72条の規定による認定を求めようとする場合には、認定の請求に代えて知事に協議を行い、知事の同意を得るものとする。</p> <p>(保安林等に係る森林の土地の所有者となった旨の届出の通知)</p>

森 林 法	森林法施行令	森林法施行規則	熊本県保安林制度実施要項
<p>2 <u>市町村の長は、前項本文の規定による届出があった場合において、当該届出に係る民有林が第25条若しくは第25条の2の規定により指定された保安林又は第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。</u></p>		<p>3 法第10条の7の2第2項の規定による通知は、<u>届出のあった日から30日以内に第1項の届出書の写しを添えてするものとする。</u></p>	<p><b>第12条</b> 法第10条の7の2第2項及び規則第7条第3項の規定により市町村の長が行う知事への通知は、<u>別記様式第3号</u>によるものとする。なお、規則に定める通知の期間内に複数の届出があった場合は、当該複数の届出について一括して通知することができるものとする。</p> <p><b>(書類の提出)</b></p> <p><b>第13条</b> 法、規則及びこの要項の規定により知事に提出する書類は、規則に定めのある場合を除き1部とし、申請等に係る森林の所在する市町村に応じて<u>別表2</u>に掲げる県の機関に提出するものとする。</p>